

**青梅市一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する
条例の一部を改正する条例**

上記の議案を提出する。

令和2年11月30日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

一般職の職員に支給する期末手当の支給割合の見直しに合わせて、特定任期付職員に支給する期末手当の支給割合を改めたいので、この条例案を提出いたします。

**青梅市一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する
条例の一部を改正する条例**

第1条 青梅市一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例(平成27年条例第30号)の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の130」とあるのは「100分の175」を「100分の120」とあるのは「100分の170」に改める。

第2条 青梅市一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の120」とあるのは「100分の170」を「100分の125」とあるのは「100分の172.5」に改める。

付 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。